

羽 村 市

東京都羽村市秘書広報課広報・シティプロモーション係

障害者就労支援事業に関する消費税等の 取扱いについて

このたび、障害者就労支援事業について、非課税事業であるとの認識であったところ、消費税課税対象であったことが明らかとなったことに伴い、市は事業を受託している法人に対し、本事業に伴う、消費税等を負担することといたしましたので、お知らせします。

1. 発覚の経緯

国からの通知（令和5年10月4日付）により、障害者相談支援事業等が消費税法上の課税対象であり、委託する場合の委託料については、消費税相当額を加えた額を支払う必要がある旨が示されました。

通知の内容を踏まえ、事業の確認を行ったところ、これまで非課税事業として取り扱っていた障害者就労支援事業について、課税事業であることが明らかになりました。

2. 対応

事業を受託している法人は消費税等について修正申告を行い、消費税の追加納付等の対応を行いました。市は、本事業に伴う、過年度分の消費税と令和6年度分の消費税相当額、及び延滞税について負担することとし、今後、受託法人に対し、過年度分の消費税等の支払い及び令和6年度事業に関する変更契約を行います。

3. 本事業に関する消費税等の額

11,373千円

(内訳)

過年度分消費税（平成30年度～令和5年度）及び延滞税（平成30年度～令和4年度）	9,102千円
--	---------

現年度消費税相当額（令和6年度）	2,271千円
------------------	---------

【問合せ】

障害福祉課

電話042-555-1111 内線170 FAX042-554-2921

E-mail : s301100@city.hamura.tokyo.jp

